

時事新報定價
 時事新報一一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價
 運送料廣告料ハ左ノ如シ
 一 行五部洋幣廿四字詰 一日限 六日迄 七以上
 二 行 二 付 十二部 十一部 十部五部
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
 一月十五部ノ運送料ヲ付ス
時事新報廣告料前金

時事新報

國情發表の手段を講ず可し

今の世界は是非曲直、疑い多端なる世界にして此際已に其に都合よき意見を高く、勢を鋭く先づ世上に發表する者あれば世界の輿論を動かして他を壓倒するを得べし左れば今我日本國も世界各國と交際を開きて世界の月旦評中に是非の評價を得べきに就ては國中狭き區域に於て低聲に議論を言ふのみならず世界交際の際多なる國に適當なる有志者新聞紙等を得て我國の利害を代表し公平實着に論辨せしむるの手段を講ぜざる可らず勿論我輩は事實を誇張し失策を辯護するの意あるに非ず有りの儘の事實を有りの儘に論じ、事實混合他人の爲めに隠ひられて冤枉屈辱を蒙らざらんを期する者にして此事を思ひ附きたるは固より一朝一夕の故に非ず現に今より數年前清俄戰に引續きて日清交渉の起りたる時にも西洋諸國の新聞紙をして此兩國間の舉動に付き偏頗の意見を述べたりしが爲め海外諸國中に於て我利我害を代表するものを得ざれば支那の如き春秋戰國以來の筆墨を以て随分外交に振目なきが故に彼れ若し我先を講ずるときは他日臨陣の悔ある可しとて毎度意見を述べたる事ありしが此言當局者に通せずして今日に至るまで未だ曾て其實行を見ざるが如き我輩の痛に痛する所なり今新參の國を以て先進文明國中に其頭角を露はさんとするに非ざる苦心と勞費とを辭せず官民共に力を協せて之に従事す可き等にして現に彼の伊太利國の如き一時國內土崩して強弩の末勢を得編を穿たざるの觀を呈したれども古昔羅馬帝國の歴史は今尚煥々然として遺烈を天下の人心に留め其歐洲諸國に知らるるは固より我日本國などの比す可きに非ざる然るに近時伊太利國の評判は塞々として久しく世に聞えず其統一後に至りて之を齒牙に掛くるものなきの勢を成したれば伊太利中東國情の士は自國を歐洲諸國中の一として其外交上に伊太利問題と云へる者を加へざる可らずとて官民共に苦心盡力する其中に志士カプーリある者あり自から英國倫敦に赴きて身を交際社會に投じ時の宰相パーモーストンの知遇を得、其事實として御の外交政略上に助言する所少なからず當時カプーリ政略と云へる言葉の行はれたりしもカプーリ氏がパーモーストンの御に隠れて陰に其政略を獻じたるが爲めなりと云ふ時の宰相の知遇を得るも此に此の如くあれば社會一般にも尊重せられ交際社會に於て自然伊太利の評判を高くし或は新聞紙上に於て或は國會議院に於て往々伊太利問題を生ずるに至りたれば、トラスティン氏は自から伊太利に赴きて國會の上、歸り來りて所見を國會議院に述べた

るもの即ち伊太利帝説として最も有名なる者にして是より其後、伊太利の名は次第に歐洲諸國に響き渡りて今日の地位に達したりと云ふ昔より歐洲諸國中に其名を轟かしたる伊太利國さへ一朝國家の存運に際して名聲久しく聞えざれば其同僚國に忘却せらるるも此の如く其意却せられざるものを更に回想せしめんとするに非常の苦心盡力を爲すも亦實に彼れが如し然るに我日本國の如き歐洲諸國の人々は從來その名さへ知らざりし程の次高なれば今や諸國と交際して我眞意眞情を知らしめ社會進歩の状態を知らしめ我法律裁判の下に西洋國人を生息せしめて聊か差支なきに至るまで充分了解せしめんとするには官民共に勞費を厭はず國の全力を傾けて氣根強く目的を達するの覺悟なかる可らず左なきに從來我國に居留する外國人などは彼の治外法權を笠に被て我儘勝手な權を利とし成る可く此状態を永續せしめんとして本國に通信する所見中にも實を盡さざるの態なきを得ず一回營利的人の心眼を經れば我國の事情を反映するの光線も亦種々に屈曲して先方に映する所の者は決して實の寫眞に非ず即ち海外の見物人を誤りて彼等の心中常に我國に不利なる我斷を生せしむるは毎度有り勝ちの事にして我條約改正等に就ては之れが爲め既に多少の齟齬を興へ今後亦與へんとするの恐なきに非ざれば我國情の有りの儘を海外諸國に通知するに適當の方法を工夫するも正に今日の急務ありと云ふ可し而して此方法如何に就ては其說様々ならんと雖も我輩は在歐洲の日本公使館を倫敦、巴里の二箇所に集め此二箇所の公使館には特命全權公使として屈指の大政治家を派遣し置き交際費萬端諸外國公使館に愧ざるやう充分支給するは勿論、其の公使館と關係を持たせて日本人にても外國人にてても現に角有爲なる交際家を置き之を交際拵として日々宴會、俱樂部等交際社會に臨ましめ或は新聞記者と相知り或は政治家と交はり日常談話の其際も我國情を説明し或は時に所見を記して雜誌新聞紙に登載する等苦心勞費を吝らずして交際社會に融けたりせば假令ヘカプーリの流亞たる能はざるも日本の國名を發揚するに於て相當の實効を奏するは固より疑を容れざるあり歐洲諸國に公使館を置き其數の多きが爲め孰れも不十分の者と爲さんよりも成る可く其數を少くして其働を大にするに若かずとて諸者の夙に承認する所にして其細目に關しては我輩更に意見を陳するの日ある可しと雖も今や條約改正に付き居留外國人などの報告も追々西洋諸國に達し我國に不利なる謠説誤傳の先づ彼の耳に達するの恐なきに非ざれば此謠言持有志の人には充分に其心を用ひて多少の勞費を顧みず西洋諸國人に向て日本の國情を發表し是非曲直疑似多き世界に冤枉屈辱を蒙らざるやう先づ其策を講ずると實に焦眉の急ある可し我輩は此説を持するも久しく之を數年前に述べて當局者の用ふる所と爲らす今又之を喋々するも馬耳東風の待遇を受くるは自から知らざるに非ざれども國の爲め激切屏營の至りに堪へず敢て之を今日に反覆して我國人の注意を乞ふものなり

- 第一條** 町村ハ教育事務ノ爲メ令ノ規程ニ依リ町村學校組合ヲ設ケ町村學校組合ハ町村學校組合ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第二條** 町村及町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第三條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第四條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第五條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第六條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第七條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第八條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第九條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十一條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十二條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十三條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十四條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十五條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十六條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十七條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十八條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第十九條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ
- 第二十條** 町村學校組合ハ町村ノ規程ニ依リ小學校教育事務ノ爲メ之ヲ組織スルニシテ

明治三十三年十月二日
 内閣總理大臣 山縣有朋
 文部 大臣 芳川正